

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2022

課題番号：16K03397

研究課題名（和文）保険募集規制の新たな展開と民事法の課題

研究課題名（英文）New regulations of insurance solicitation and examination of issues on civil law

研究代表者

小林 道生 (KOBAYASHI, Michio)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：60334950

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本助成事業では、平成26年保険業法改正の際導入された情報提供義務を対象に、顧客の意向把握義務との関係などについて検討した。また、保険募集の意義に関し、最判平成29年1月24日民集71巻1号1頁を契機に、商品のチラシ配布や広告の掲載も、当該行為に従事する主体によっては保険募集に該当する可能性があるのではないかと考察した。そのほか、EUでは、2016年2月に保険販売業務指令（Insurance Distribution Directive）が発効するに至り、ドイツにおいても保険販売規制に関し、所要の法改正が行われた。これを受けてドイツ保険契約法の主要な規定の邦訳を進め、改正内容の理解に努めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

保険業法294条1項の情報提供義務を検討するにあたって、平成26年改正保険業法に係る政府令・金融庁の監督指針案に対するパブリックコメント手続で寄せられた意見や質問への金融庁の回答を参照し、改正法に対する当局の理解を踏まえ、関連諸規定の詳細を明らかにしたほか、上記手続での意見等を通じ、実務の関心事がどこにあるのか意識しつつ、保険業法の情報提供義務に関わる主要論点を網羅的に取り扱うことができた。そのほか、消費者契約法上の「勧誘」の該当性について判断を示した最高裁判決を契機に、消費者契約法の勧誘規制と保険募集規制との関係について論文にまとめたが、先行研究はなく学術的意義が認められよう。

研究成果の概要（英文）：In this research grant program, the relationship between the duty to provide information and the duty to grasp the intentions of customers, which were introduced at the time of the revision of the Insurance Business Law in 2014, and other issues were examined. Regarding the meaning of insurance solicitation, taking the opportunity of the Japanese Supreme Court decision, judged on January 24, 2017, in Minshu Vol. 71, No. 1, p. 1, I examined whether the distribution of product flyers and the posting of advertisements may also fall under insurance solicitation, depending on those who engage in the relevant activities. In the EU, the Insurance Distribution Directive came into effect in February 2016, and Germany also made the necessary legislative revisions related to its insurance distribution regulations. In response to this, I translated the main provisions of the Insurance Contract Act of Germany into Japanese and tried to understand the content of the revision.

研究分野：保険法

キーワード：保険業法 保険募集 保険募集規制 情報提供義務

1. 研究開始当初の背景

最近の保険募集形態(本研究課題の申請当時)の多様化に着目する場合、そこには、3つの側面、すなわち、大手金融機関による窓口販売、組織的な乗合代理店の増加などの「保険募集の担い手の多様化」、インターネット取引等、保険の通信販売にみられる非対面方式の普遍化による「保険販売手法の多様化」、貯蓄性商品や投資性商品の増加など「保険商品の多様化」の側面があると考えられる。このうち、については、小林道生「インターネットによる保険販売の規制と情報提供義務」損害保険研究72巻4号49~78頁(2011)のなかで、については、小林道生「生命保険を利用した資産運用と募集時の情報提供義務 - 貯蓄性商品を対象として - 」静岡大学法政研究20巻3号291~338頁(2016)のなかで研究成果としてとりまとめ、の「保険募集の担い手の多様化」が課題として残されていたところ、まさに、この問題に対応する保険業法(さらに、保険業法施行規則、金融庁の監督指針等)の改正が平成26年に行われ(保険業法等の一部を改正する法律平成26年法律第45号)検討に本格的に着手する環境が整いつつあった。

従来、保険募集時の情報提供規制は、保険業法300条1項1号(顧客に対する行為規制)、保険業法100条の2(保険会社に対する体制整備義務)を軸に整備されてきたが、前者については、保険募集における不適正な行為として、虚偽説明や重要事項の不告知が禁止されるにとどまり、また、後者についても、金融機関による保険の窓口販売、多数の店舗を展開する乗合代理店の出現によって、保険会社の体制整備を通じた保険募集人の管理・指導には、一定の限界が明らかになりつつあった。そこで、平成26年の保険業法改正では、募集プロセスにおける積極的な顧客対応を保険会社側に求める募集規制を新たに導入し(顧客に対する行為規制としての「意向把握義務」、「情報提供義務」の導入。保険業法294条、294条の2)さらに、体制整備の側面についても、保険会社が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、保険募集人にもその業務の特性や規模に応じて、体制整備を義務づけることにした(保険業法294条の3)。

新たな保険募集規制の導入は、たしかに保険契約者保護を進展させることにはなるものの、その反面、業法上の規制内容が複雑化し、規制相互の関係は非常に分かりにくいものとなっている。さらに、これらの規制と私法上の保険者、保険募集従事者の説明義務、助言義務との対応関係を解明する必要も生じるようになった。

また、本研究課題において、比較法の対象とするドイツでは、100年ぶりの全面的改正作業を経て、2007年に新たな保険契約法が成立した。そこには保険募集における保険者及び保険募集従事者の情報提供義務、助言義務が詳細に規定され、保険者等の情報提供義務を保険法に位置づけなかったわが国における立法上の帰結を再検討するうえで有益な素材が提供されている。

2. 研究の目的

本研究課題の申請当時、研究目的として掲げていた検討課題は、以下のとおりである。

(1) 改正保険業法における新たな募集規制の実効性の評価

これまで保険業法における情報提供規制の構造は、顧客に対する保険会社及び保険募集人の行為規制(禁止行為の列挙 - 消極的規制)と保険会社の体制整備義務との二元的なものであったが、平成26年改正によって、行為規制について新たに積極的規制(意向把握義務及び情報提供義務)が導入され、また、体制整備義務については保険募集人もその対象とされたことで、それぞれが重層化した。そこで、このように複雑化した規制の詳細を保険業法施行規則、金融庁の監督指針も踏まえつつ把握し、新たな規制が、小規模零細な専属代理店から大手金融機関や組織的に店舗展開する乗合代理店に及び「保険募集の担い手の多様化」の進展に十分対応しうるものかどうかを検討する。

(2) 民法の観点から見た改正保険業法の新たな募集規制

保険業法に積極的な行為規制を導入したことによる私法上の情報提供義務、助言義務への影響、意向把握義務と「適合性原則」との関係、また、保険募集人の体制整備義務を通じた、その職務上の責任を明らかにする。とくに乗合代理店については、その取り扱う複数の保険会社の商品から顧客ニーズに応じた商品を推奨する義務(助言義務)が私法上も存在するとした場合、その根拠や範囲、販売手数料収入等利益相反の問題を保険仲立人とも比較しながら検討する。

(3) 消費者契約法改正(本研究課題申請当時)との関連

民法(債権法)の改正作業(法制審議会による「中間論点整理」、「中間試案」、「要綱」、さらに改正法案)のなかで議論された約款の組入要件としてのその事前開示、不意打ち条項規制と保険業法の新たな情報提供規制がどのような関係にあるのか、また、消費者契約法改正との関連では、消費者契約法の「勧誘」概念と保険業法の「募集」概念との関係のほか、事業者の情報提供義務が導入されるかにも留意が必要であり、家計分野における保険契約者保護への実効性を検討する。

(4) ドイツ保険契約法との比較法的考察

わが国の保険法の立法は、保険募集における情報提供規制を保険契約法、保険監督法のいずれの分野で規律するのが望ましいのかを考察する契機を与え、従前の検討(小林道生「保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」保険学雑誌599号97~116頁(2007))では、保険

募集における情報提供規制を保険業法のもとで存続させるべきという、その後の立法上の帰結と同じ結論を得ていた。しかし、わが国の民法（債権法）や消費者契約法改正に向けた審議状況を考慮すると、情報提供義務を保険契約法に位置づける立法例との比較を通じ再検討する必要があると感じている。さらに、ドイツでは、保険契約法上、保険者、保険募集従事者それぞれについて情報提供義務、助言義務の規定があるため、保険募集の担い手が多様化するなか、保険者、保険募集従事者の役割分担がいかにあるべきかとの観点から比較法上の成果を得ることが期待される。

3. 研究の方法

従来、保険業法における情報提供規制の構造は、顧客に対する保険会社及び保険募集人の行為規制（禁止行為の列挙 - 消極的規制）と保険会社の体制整備義務との二元的なものであったが、平成 26 年改正によって、行為規制について新たに積極的規制（意向把握義務及び情報提供義務）が導入され、また、体制整備義務については保険募集人も新たに対象にされたことで、それぞれが重層化することになった。そこで、まず、2. 研究の目的（1）で掲げたとおり、複雑化した規制の詳細を保険業法施行規則、金融庁の監督指針を踏まえ把握し、新たな規制が、小規模零細な専属代理店から大手金融機関や組織的に店舗展開する乗合代理店に及ぶ「保険募集の担い手の多様化」の進展に十分対応しうるものかどうかを検討した。

平成 26 年の法改正は、金融庁「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」による報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」（2013 年 6 月）をたたき台にしたものであることから、上記の検討にあたっては、同報告書、そして、そのとりまとめに至るワーキング・グループ内での審議状況を踏まえる必要がある。

さらに、平成 26 年改正の保険業法による保険募集規制の再構築がどうして必要になったのかを明らかにするためには、ここ約 10 年の保険募集実務に影響を与えてきた施策のもとになった、金融庁「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」による「保険商品の販売・勧誘時における情報提供規制のあり方」（2005 年 7 月）、「適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方」（2006 年 3 月）、「ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方」（2006 年 6 月）の各報告書の提言まで遡って、これらが監督指針等にどのように反映され、これを受け、実務上、どのような保険募集の体制が整備されるようになったのかを改めて見直してみることにした。

また、新たな保険募集規制と消費者契約法改正との交錯を研究するにあたっては、研究期間初年度から、これらの改正に向けた審議状況を注視したほか、隣接領域である金融商品取引法分野では、「適合性原則」の意義、その私法上の位置づけについて、最高裁判所が判断（最判平成 17 年 7 月 14 日民集 59 巻 6 号 1323 頁）を示して以降、議論が進展しており、投資取引における「適合性原則」と保険募集規制における意向把握義務との異同や両者の関係について考察するにあたって参考にした。

4. 研究成果

2. 研究の目的の（1）（2）に関わる研究実績としては、小林道生「新たな保険募集規制と情報提供義務」静岡大学法政研究 22 巻 1 号 1～38 頁（2017）をあげることができる。これは、補助事業期間初年度（平成 28 年度）からの継続的な取り組みの成果である。平成 26 年の保険業法改正は、金融庁の監督指針を含む保険募集規制全体のありようを整理し直し、顧客に対する行為規制の側面では、法令上、保険会社、保険募集人に募集プロセスにおける積極的な対応を求める規制を新たに導入し（情報提供義務、顧客の意向把握義務の導入）、さらに、体制整備の側面についても、保険会社が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、保険募集人にもその業務の特性や規模に応じて、体制整備を義務づけることにした。上記の論文では、平成 26 年保険業法改正によって導入された保険業法 294 条 1 項の情報提供義務について、平成 26 年改正保険業法に係る政府令・監督指針案に対するパブリックコメント手続で寄せられた意見や質問への金融庁の回答を踏まえ、新たな保険業法施行規則（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令 平成 27 年内閣府令第 40 号）の関連諸規定の詳細を明らかにしたうえで、情報提供義務に関わる主要な論点を考察した。すなわち、保険業法 294 条 1 項の情報提供義務と同法 294 条の 2 の顧客の意向把握義務や同法 300 条 1 項 1 号の重要事項の不告知禁止規定との関係、また、重要事項不告知禁止規定の今後の顧客保護に果たす役割のほか、複数保険会社の商品を扱う乗合代理店が行う商品の比較推奨時における情報提供義務の内容の具体化に関し検討を試みた。

2. 研究の目的の（3）に関わる研究実績としては、小林道生「消費者契約法における『勧誘』、『媒介』と保険募集の意義」静岡大学法政研究 23 巻 3・4 号 57～90 頁（2019）をあげることができる（なお、これは、平成 30 年度からの継続的な取り組みの成果である）。この論文は、最判平成 29 年 1 月 24 日民集 71 巻 1 号 1 頁が消費者契約法上の「勧誘」の該当性につき、特定の消費者ではなく、広告やチラシの配布など不特定多数の消費者に向けた事業者側の働きかけであっても「勧誘」に当たる場合があることを明らかにしたことを契機としたものである。

論文では、まず、消費者契約法 4 条に関し、保険会社による保険商品の案内チラシの配布や広告を掲載する行為について、どのような場合が「勧誘」に当たるのか、また、同法 5 条 1 項の適用が問題となる場合には、保険会社から第三者への保険商品の案内チラシの配布や広告を掲載する行為の委託は「媒介の委託」と評価できるか、検討を行った。

一方、保険募集の意義について、金融庁の監督指針では、保険商品の案内チラシの配布や広告の掲載は、基本的に保険募集に該当しない行為とされており、保険募集に当たらない以上、当該行為に従事しても保険業法上の行為規制が課されることはない。もっとも、商品のチラシ配布や広告の掲載という行為も、当該行為に従事する主体によっては、保険募集（監督指針にいう「保険契約の締結の勧誘」）に該当する場合があるといえるのではないかと、さらに、上記最高裁判決を受けた議論状況が保険募集の意義（「保険契約の締結の勧誘」の意義）を考えるうえで何らかの示唆を与えることにならないかと、についてもあわせて考察した。

そのほか、2.研究の目的の(4)に関し、本研究課題申請当時、明確には意識されていなかったが、その後、取り組むべき課題として位置づけられたのが、EUの保険販売規制とドイツ法との関連である。EUでは、加盟国間における保険販売規制の調整、金融分野横断的な消費者保護の強化を目的として、2016年2月に「保険販売業務指令(Insurance Distribution Directive)」(以下、「IDD」という)が発効するに至った。これを受けてドイツにおいても保険販売規制に関し、保険契約法、保険監督法等において所要の改正が行われている。令和3年度から4年度にかけて実施した比較法研究では、まず、IDDの全体的構成を把握のうえ、個々の条文がドイツにおけるどの法令の規定に位置づけられたのかを確認し、国内法化された主要な規定の邦訳作業を進めた。また、ドイツ保険契約法のコンメンタールを参照し、IDDの国内法化を受けた保険契約法の改正規定の規制内容について、その由来となるIDDの規定とあわせて理解に努めた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 小林道生	4. 巻 23巻3・4号
2. 論文標題 消費者契約法における「勧誘」、「媒介」と保険募集の意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 静岡大学法政研究	6. 最初と最後の頁 57～90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小林道生	4. 巻 328号
2. 論文標題 激しい運動中の過度の肉体の行使として不慮の事故非該当とされた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 保険事例研究会レポート	6. 最初と最後の頁 1～13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小林道生	4. 巻 22巻1号
2. 論文標題 新たな保険募集規制と情報提供義務	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 静岡大学法政研究	6. 最初と最後の頁 1～38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------